

青色防犯パトロールに ご参加ください

青色防犯パトロール (通称:青パト)とは？

青色回転灯を装備した自動車を使い、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールです。



青パトの効果

抑止力の向上

- 視認性が高く、よく目立つため、通学路等を走行することで「見せる防犯」としての犯罪抑止効果が期待できます。

機動性の向上

- 天候に左右されず、少人数で広範囲のパトロールが可能です。
- パトロール中に振り込め詐欺や自転車盗難防止の啓発音声を流すなど、対象の幅を広げたパトロール活動が可能です。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

青色防犯パトロール開始に必要な手続の流れ

1 警察署での手続

パトロールを行いたい地域の管轄警察署に申請書を提出して審査を受け、講習を受講した後、証明書が交付されます。

2 運輸支局等での手続

証明書の発行日から15日以内に、自動車使用の本拠地を管轄する運輸支局または軽自動車検査協会に申請すると、車検証に「自主防犯活動用自動車」と記載されます。

3 青パト活動開始!

手続の詳細、申請書のダウンロードは県警ホームページから(詳しくは下欄参照)

申請書ダウンロード

埼玉県警察 青パト

検索

または右のQRコードから
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



青パト実施団体への装備品提供

県では、新たに青パト活動を開始する団体や、青パト車両を増やす団体に対して、青パト1台あたり、装備品一式(写真)の提供を実施しています。

是非ご活用ください!

他の自治体などの制度を利用して、写真の提供品と同等の支援を受けている場合は、提供の対象外となります。



- 青色回転灯1個
- マグネットシート2枚
- 上着2枚
- 帽子2個
- 標章ケース1枚

装備品の提供対象団体

埼玉県警察本部長から青パトの実施が可能な団体である旨の証明を受けた団体

装備品提供の申請方法

パトロールを行う市町村の担当窓口にて、以下3点を提出してください。

1. 申請書(埼玉県のホームページからダウンロード)
2. 埼玉県警察本部長が発行する証明書の写し
3. 「自主防犯活動用自動車」の記載のある自動車検査証の写し

詳細はこちらから

埼玉県 青パト

検索

または右のQRコードから

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



青パト実施団体への支援

青パト活動に取り組んでいる全ての団体が、より快適に活動を続けられるよう、ブリヂストンリテールジャパン株式会社関東支社の協力により、県内のタイヤ館(全28店舗)で青パト車両の安全点検などのサービスが受けられます。

支援内容

- ① 青パト活動車両の無料安全点検
- ② 物販優遇(店舗表示価格から10%割引)
※対象外商品を除く
- ③ パトロール巡回時のトイレや休憩場所の提供



問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課 防犯・犯罪被害者支援担当
〒330-9301 TEL.048-830-2940
さいたま市浦和区高砂3-15-1 FAX.048-830-4757

